

1-① 教育課程編成の基本方針

【教育課程編成の法的根拠】

大分市立滝尾中学校は、教育基本法（第一章第一条・第五条）に示された教育、義務教育の目的及び理念をふまえ、学校教育法（第一章第二条）に基づいて地方公共団体（大分市）が設置する中学校であり、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的（第五章第四十五条・四十六条）とする。その実現のため、下記、学校教育法（第二十一条各号）に掲げる目標を達成する任務を果たすべく、学習指導要領に準拠し、教育課程を編成する。

【教育基本法】 第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的） 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育） 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

【学校教育法】

第一章 総則

* 第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

第四章 小学校

* 第三十条 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第五章 中学校

* 第四十五条 中学校は小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

* 第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

* 第四十九条 第三十条第二項……の規定は、中学校に準用する。

第二章 義務教育 *第二十一条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに運動を通じ体力を養い心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能/勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

1-② 教育課程編成の基本方針

国際社会への暴力的な示威・脅迫行為が起こる等、先行き不透明な現代社会においては、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として極めて重要となる。このような社会の構造的な変化の中では、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっていると考えられる。

特に、教育課程の編成に当たっては、平成18年に教育基本法改正され、学校教育法は未施行分を含め平成27年度まで改正が続き、教育の目的・義務教育の目標が定められるとともに、学力の重要な3つの要素として「基礎的な知識・技能」、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」が示されたことを受け、その具現化を指向する必要がある。さらに、大分市学校教育指導方針ならびに文部科学省・大分県教育委員会の指導指針を考慮しながら、県内各市町村立学校の基本方針を参考にしつつ、生徒や保護者、滝尾地区の方々、本校教職員の願いなどを考慮しながら編成に努めたい。

そこで、現行学習指導要領の基本的な方針である下記のことを踏まえることとする。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力（知・徳・体）」を育成すること
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力、主体的な学習意欲等の育成のバランスを重視すること
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること
- ④ 創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを展開すること

I 基本的な立場

- 1 自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力を持ち、知・徳・体の調和のとれた心豊かな生徒の育成に努める。
- 2 体験的な学習を重視し、生徒の発達段階や能力・適性等を十分考慮し、個に応じた指導内容及び指導方法の改善工夫に努める。
- 3 小学校との連携を一層図り、小中一貫教育を推進し、系統的・計画的な指導に努める。
- 4 授業時数の確保を図り、その運用に創意工夫を加え、学校・家庭及び地域社会との連携の推進に努め、特色ある教育活動の実現を目指す。
- 5 「防災教育」、「国際理解教育」、「情報教育」、「環境教育」、「福祉教育」、「地域の歴史、文化や伝統を大切にする教育」、「キャリア教育」等、社会の変化に対応する教育活動の推進に努める。

II 教育課程の編成

1 教育目標の設定

教育基本法の教育の目的や現行学習指導要領の趣旨を踏まえ、大分市学校教育指導方針に沿い、学校・生徒、地域社会の実態に即したものとし、時代の要請に応えるべき内容を含み、しかも教育的価値が高く、継続的実践・評価が可能なものとして設定する。

2 指導内容の組織

学習指導要領に示されている各教科、道徳、特別活動等の目標や内容について検討し、次のような点に留意する。

- (1) 学校や地域社会の実態及び生徒の発達段階や特性、保護者のニーズを考慮して、本校の特色が生かされ、生徒に『確かな学力・豊かな心・健やかな身体』が育成されるよう、学習指導要領の目標を網羅しながら、指導内容を精選し、各学習活動の中で生徒の言語活動が的確に行われるようにする。
- (2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の相互の関連と調和を図るとともに、発展的・系統的な指導ができるよう単元配列を工夫する。
- (3) 各教科等の指導内容、指導方法、指導過程等に工夫・改善・精選を加え、効果的な指導ができるよう努める。
- (4) 体験的な学習や問題解決的な学習を導入した「総合的な学習の時間」の実践を積み重ね、生徒の学習意欲の向上や主体性、創造性、社会的態度・習慣の育成に努める。その際、自然体験や社会体験、ボランティア活動、ものづくりなどの体験的な学習、課題解決的な学習や探究的な活動を適切に位置付ける。

III 教育課程実施上の配慮事項

- 1 「共汗～共感～共育」を合言葉に、日頃から学年・学級経営の充実を図り、生徒理解に努めるとともに、教師と生徒、教師と保護者の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育み、凡事徹底（当たり前を磨く）による社会生活上のルールや基本的なモラルを身に付けさせ、規範意識の向上を図る。
- 2 道徳教育、人権・同和教育、特別支援教育、平和教育などの充実を図り、協調性、思いやりや感動する心など「人間性豊かな生徒」の育成を目指す。
- 3 障がいのある生徒には、個別の指導計画に基づき十分配慮をした教育活動を展開するとともに、全ての生徒に対して、能力や適性に合った指導方法や指導内容の改善・工夫により「一人一人が輝く」個性の発揮に努める。
- 4 実生活との関連を図りつつ、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組むことにより、生徒の興味・関心・学習意欲の向上に努め、自主的・自発的な学習態度を身に付けさせる。その方途の一つとして、授業における ICT 機器の活用を推進する。
- 5 社会性や協調性、協働性などを培うために異学年・縦割り学級での生徒会活動や異校種間での交流活動の充実を図る。
- 6 地域の歴史的・自然的環境を生かした学習素材を積極的に学習に取り入れるとともに、地域の人材を活用するよう努め、地域社会や社会教育諸機関との連携を深め、地域行事との関連を図りながら、教育課程を編成する。
- 7 学校図書館を計画的に使用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。
- 8 学校生活全体を通して、言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整え、生徒の言語活動が充実するようにする。